

徳島県告示第四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機  
関として、次のとおり指定した。

令和七年一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

栗崎 彰稔	施術者の氏名		
B A R U	はりきゅう整骨院SU	施術所の名称	
一	阿南市羽ノ浦町中庄洲崎一〇	施術所の所在地	
一日	令和六年十月	指定年月日	